

訪問看護ステーションあすなろ 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人社団綱島会が開設する訪問看護ステーションあすなろ（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）事業及び（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、ステーションの看護師等が、かかりつけ医師が訪問看護の必要と認めた療養者等に対し、適切な指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）を提供することを目的とする。

（指定訪問看護の運営の方針）

第2条（1）ステーションの看護師等は、療養者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるように支援する。

（2）事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（指定介護予防訪問看護運営の方針）

第3条（1）事業者が実施する事業は、利用者が要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

（2）事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名称 訪問看護ステーションあすなろ

（2）所在地 姫路市御立西4丁目1番6号

（職員の職種、員数、及び職内容）

第5条 ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師 1名
管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように総括する。
- (2) 職員 看護師 3名以上
訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。
*事業の状況に応じて、職員数は増員する。

(営業日及び営業時間)

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は、事業者医療法人社団綱島会職員規程に準じて、定めるものとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し、国民の祭日、12月30日、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時30分までとする。
土曜日 午前8時30分から午後12時30分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の提供方法)

第7条 訪問看護の提供方法は次の通りとする。

- (1) 訪問看護の利用希望者がかかりつけの医師に申し込み、医師が交付した訪問看護指示書に基づいて、看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用希望者または家族からステーションに直接申し込みがあった場合は、主治医に指示書の交付を求めるよう指導する。
- (3) 利用希望者に主治医がない場合は、ステーションから、当該医師会又は当該医療機関保健福祉連携チームに指導を求め、対応する。

(訪問看護の内容)

第8条 訪問看護の内容は次の通りとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等により清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 褥創の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導

- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

(緊急時における対応方法)

- 第9条 (1) 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医に連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。
- (2) 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料)

- 第10条 (1) 医療保険での訪問看護を提供した場合、高齢者の負担額は一部負担額の割合の料金になります。その他の利用者からは、医療保険各法に基づく本人負担を徴収するものとする。また、介護保険利用者は、利用者の負担割合に応じた額を徴収するものとする。
- (2) 訪問看護を開始するに当たり、あらかじめ利用者や家族に対し、その趣旨の理解を得ることとする。
- (3) その他の医療保険の利用料として、次の額を徴収する。
- ①営業時間内で2時間を越える時・営業時間以外の時・営業日以外の訪問看護料：30分あたり1000円
 - ②営業時間以外の訪問看護料
 - ・午後5時から午後10時まで30分あたり2000円
 - ・午後10時から午前7時まで30分あたり4000円
- (4) 訪問看護に要した交通費は実費を徴収する。
- ①医療保険の利用者
 - ・ステーションから 片道2km未満 : 無料
 - ・ステーションから 片道2km以上10km未満 : 250円
 - ・ステーションから 片道10km以上 : 500円
 - ②介護保険の利用者
 - ・営業範囲 : 無料
 - ・営業範囲外 : 10km以上500円
- (5) 日常生活上必要な物品及び衛生材料 実費
- (6) 死後の処置料 : 12,000円

(個別計画の提出)

第11条 居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者(指定介護予防支援事業者)から訪問看護(介護予防訪問看護)計画の提供の求めがあった際には、当該訪問看護(介護予防訪問看護)計画を提出することに協力するよう努めるものとする。

(記録の整備)

第12条 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護(介護予防訪問看護)の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 訪問看護計画(介護予防訪問看護計画)
- (2) 提供した具体的なサービス内容等の記録
- (3) 市町村への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(虐待防止に関する事項)

第13条(1) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ③ その他虐待防止のために必要な措置
- (2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業者は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者が継続して指定(介護予防)訪問看護の提供を受けられるよう次の措置を講ずるものとする。

- (1) 業務継続計画の策定
- (2) 従業者への業務継続計画の周知徹底及び定期的な研修及び訓練の実施
- (3) 定期的な業務継続計画の見直し及び変更

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第15条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講ずるものとする。

- (1) おおむね6月に1回以上、感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催及び、その結果について従業者への周知徹底

- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (3) 定期的な感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施

(その他運営についての留意事項)

- 第16条(1) 訪問看護ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の質的向上を図るため研究、研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。
- (2) 職員は業務上知り得た秘密を保持する。また、退職後も秘密保持する。
 - (3) この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団綱島会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成17年3月1日から施行する。

この規定は、平成18年8月1日から施行する。

この規定は、平成25年4月1日から施行する。

この規定は、平成25年12月20日から施行する。

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、平成30年11月28日から施行する。

この規定は、平成30年12月19日から施行する。

この規定は、令和6年6月1日から施行する。

この規定は、令和6年10月1日から施行する。